

広島県告示第四百四十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によって、広島市佐伯区湯来町所在の次の表の上欄に掲げる字の区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨、広島市長から届出があった。

なお、この字の区域の変更は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十九条の規定によって、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から効力を生ずる。

平成二十三年二月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

上		下	
大字	字	大字	字
伏谷	西野地	伏谷	西野地
西野地	東郷	東郷	西野地
西郷	中郷	中郷	西野地
西郷	晝ヶ原	中郷	西野地
地番	地番	地番	地番
字西郷甲一四〇八に隣接する道路である市有地の一部	一二六七から一二七一までの一部、一二七二の一部及びこれらの区域に隣接する水路である市有地の全部	一二八六の一、一二八六の三に隣接する道路である市有地の全部並びに字東郷一二四八、一二四九に隣接する道路である市有地の一部	甲一四〇八の一部、一四一二の一部、一四一二の二の一部
三六四の三から三六四の六まで、三六四の八、三六四の一〇、甲三七一の二、甲三七一の四から甲三七一の六まで			